

令和5年**2月25日**（土）から



あなたの「住所等」の表し方が変わります！

あなたの住んでいる地域の「住所等」の表し方が変わります。あなたの新しい住所は、同封してあります「住居表示変更決定通知書」のようになります。来る**令和5年2月25日（土）以降**はこの新しい住所を使ってください。

なお、今回の実施に伴い知っていただきたいことや、手続きをしていただくことについて、お知らせいたします。

(1) 新しい 宇地泊一丁目・二丁目・三丁目
新しい 真志喜三丁目（編入）・五丁目



(2) 新しい住居表示の表し方は・・・



住居の表し方

○一般の家の場合

旧 宜野湾市字宇地泊〇〇番地

新 宜野湾市 **宇地泊〇丁目** **〇番** **〇号**

町名 街区符号 住居番号



※(旧)字宇地泊・字大謝名・字真志喜→(新)宇地泊〇丁目、
(旧)字宇地泊・字大謝名→(新)真志喜〇丁目など旧新の町名が変わる方もいらっしゃいます。

○アパート、マンションの場合

■部屋番号が数字の場合は住居番号に含みます。

例：宇地泊アパート 201 号室の場合・・・

宜野湾市 **宇地泊〇丁目** **〇番** **〇-201号** **宇地泊アパート**

町名 街区符号 住居番号 (方書き)



本籍や不動産の表し方

旧 宜野湾市字宇地泊〇〇番地

本籍 新 宜野湾市 **宇地泊〇丁目** **〇〇番地**

町名 土地の地番

※(旧)字宇地泊・字大謝名・字真志喜→(新)宇地泊〇丁目、
(旧)字宇地泊・字大謝名→(新)真志喜〇丁目など旧新の町名が変わる方もいらっしゃいます。
～～実施後に転籍届を出すことにより下記の表し方へ変更することもできます～～

宜野湾市 **宇地泊〇丁目** **〇〇番**

町名 街区符号

不動産の表示 宜野湾市 **宇地泊〇丁目** **〇〇番**

町名 土地の地番

* 実施後、住所を表す場合は、すべて新しい住所を使用してください。

(3) 住居表示実施に伴う住所変更の手続

住居表示を実施することにより、住所や本籍、土地・建物の表し方が変わり、**市役所や他の公共機関等において自動的に書き換えられるものと、あなたご自身で変更手続きをしていただくものがあります。**

市役所や関係機関が自動的に書き換える主なもの

以下については、市役所や関係機関が書き換えますので、住所変更手続きは必要ありません。

● 国・関係機関

お手続きの必要はありません。

種 別	変更内容	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> ・土地登記簿 ・建物登記簿 	表題部の 所在欄	<p>※ただし、表題部の所在以外の事項（所有者・抵当権者等の住所）については、ご自身での住所変更手続きが必要になります。</p> <p>那覇地方法務局 宜野湾出張所 ☎ : 898-5454</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金被保険者 ・国民年金受給者 ・厚生年金被保険者 ・厚生年金受給者 	住所欄	<p>※日本年金機構において個人番号が未登録の方や、住民票と送付先が異なる方は届出が必要になります。また、住居表示実施後、日本年金機構から「ねんきん定期便」や「年金額改定通知書」「年金振込通知書」等の通知が届かなくなった場合は、確認する必要があります。すみやかに下記までご連絡ください。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金被保険者
		<p>宜野湾市役所 1 階 市民課 年金係 ☎ : 893-4411 内線 : 2763・2764</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金被保険者 ・国民年金、厚生年金受給者
		<p>日本年金機構 コザ年金事務所 ☎ : 933-2267</p>

市役所や関係機関が自動的に書き換える主なもの

● 宜野湾市役所

お手続きの必要はありません。

種 別	変更内容	内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民基本台帳（住民票） ・ 戸籍簿（戸籍謄抄本） ・ 印鑑登録原票（印鑑証明） 	住所欄 本籍欄	住居表示実施に伴い、宜野湾市役所で管理する公簿類（住民票など）は自動的に新しい住所・本籍へ書き換わります。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 課税台帳 	住所欄	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上下水道使用者台帳 	住所欄	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 選挙人名簿 	住所欄	

● 郵便物について

お手続きの必要はありません。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵便 <p>※郵便貯金・保険等は手続きが必要です。</p>	<p>郵便局へのお手続きの必要はありませんので、住居表示実施後は新しい住所を使用してください。なお、旧住所が記載されていても実施後、1年間は郵便物が届きます。『住所表示変更通知用の無料はがき』を配布いたしますので、ご親戚やお知り合いの方に新住所をお知らせください。</p>
---	--

● パスポートについて

お手続きの必要はありません。

<p>パスポート</p>	<p>手続きは不要です。</p> <p>※最終項に所持人記入欄がある方につきましては、二重線を引いて、住居表示実施後の新しい住所にご自身で訂正してください。（修正ペン等は使用しないでください。）</p>
--------------	---

メモ：

市役所や関係機関が自動的に書き換える主なもの

以下については、市役所で自動的に書き換えられ、住所変更手続きの必要はありませんが、被保険証・各種認定証などを本人確認書類等として使用している方は、すみやかに各担当窓口でお手続きを行って下さい。

● 宜野湾市役所

種 別	内 容	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者証 ・後期高齢者医療被保険者証 ・その他各種認定証 	住所欄	74歳以下の方
		宜野湾市役所 1階 国民健康保険課 給付係 ☎ : 893-4492
		75歳以上の方
		宜野湾市役所 1階 国民健康保険課 後期高齢者医療係 ☎ : 893-4493
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証 ・介護保険負担限度額認定証 ・介護保険負担割合証 	住所欄	・介護保険被保険者証
		宜野湾市役所 1階 介護長寿課 認定給付係 ☎ : 893-4411 内線 : 4151~4156
		・介護保険負担限度額認定証 ・介護保険負担割合証
		宜野湾市役所 1階 介護長寿課 認定給付係 ☎ : 893-4411 内線 : 4154
<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当証書 ・特別児童手当証書 	住所欄	宜野湾市役所 2階 児童家庭課 手当二係 ☎ : 893-4642
<ul style="list-style-type: none"> ・母子及び父子家庭等医療費 助成金受給資格者証 ・こども医療費助成金受給者証 	住所欄	宜野湾市役所 2階 児童家庭課 手当一係 ☎ : 893-4641

ご自身で住所変更の手続き・届出が必要となる主なもの

以下については、住居表示実施日以降に、あなたご自身による変更手続きが必要です。お手数ですが、それぞれ定められた手続きをしていただきますようお願いいたします。

●不動産（土地・建物）関係

手続きの内容	手続き先	手続き期間	必要書類など
土地・建物などの所有者の住所変更登記	那覇地方法務局 宜野湾出張所 ☎：898-5454	期限の定めはありませんが、すみやかにお手続きをお願いします。	① 住居表示変更証明書（通知書） ② 印鑑（認印） ③ 登記申請書 ④ 委任状（代理人が申請する場合等に必要です。）
上記以外の抵当権・地上権・賃借権・仮登記等の権利者等の住所変更登記	☎：898-5454 ※登記申請に関する手続きは事前予約して下さい。利用可能時間は平日（祝祭日除く）午前9時～午後4時です。	なお、所有権移転、抵当権の設定・抹消等の手続きに併せて申請することも可能です。	※登記記録の内容によっては上記以外の証明書が必要となる場合があります。

●会社・各種法人の変更登記

手続きの内容	手続き先	手続き期間	必要書類など
会社・各種法人の本店・支店の所在地の変更登録及び代表者の住所変更登記	那覇地方法務局 法人登記部門 ☎：854-7950 ※宜野湾出張所での事務手続きは取り扱っておりません。	法定期間内に申請してください。 本店所在地：2週間	① 住居表示変更証明書（通知書） ② 印鑑（代表者印） ③ 登記申請書（法務局HPよりダウンロードするか、同封の申請書を使用して下さい。）

●社会保険

手続きの内容	手続き先	手続き期間	必要書類など
国民年金第3号被保険者（会社員・公務員に扶養されている配偶者）の住所変更	扶養者の勤務先へご確認ください。	実施日以降、すみやかに手続きをお願いします。	扶養者の勤務先へご確認ください。

ご自身で住所変更の手続き・届出が必要となる主なもの

● 運転免許証をお持ちの方

手続きの内容	手続き先	手続き期間	必要書類など
自動車運転免許証の住所変更・本籍変更	沖縄県警察運転免許センター ☎ : 851-1000 受付 8 : 30 ~ 11 : 30 13 : 00 ~ 16 : 45 又は宜野湾警察署 ☎ : 898-0110 受付 9 : 30 ~ 16 : 45	実施日以降すみやかに、ただし都合の悪い方は更新するときに届出されてもかまいません。	① 住居表示変更証明書(通知書) ② 運転免許証 ③ 記載事項変更届(届出先にあります)

● 自動車・オートバイ等を所有している方

手続きの内容	手続き先	手続き期間	必要書類など
自動車(軽自動車以外)、小型二輪車(250cc超)の所有者の住所変更	沖縄総合事務局 陸運事務所 ☎ : 050-5540-2091	特に期限はありません。売買や相続等、必要が生じたときに手続きしても差し支えありません。	① 住居表示変更証明書(通知書) ② 申請書 ③ 自動車検査証 ④ 委任状(代理人が申請する場合等に必要です。)
軽二輪車(125cc超250cc以下)の所有者の住所変更			① 住居表示変更証明書(通知書) ② 申請書 ③ 軽自動車届出済証 ④ 委任状(代理人が申請する場合等に必要です。)
軽自動車・軽トラックの所有者の住所変更	軽自動車検査協会 ☎ : 050-3816-3126	特に期限はありません。売買や相続等、必要が生じたときに手続きしても差し支えありません。	① 住居表示変更証明書(通知書) ② 申請書 ③ 自動車検査証
原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車等の所有者の住所変更	宜野湾市役所 2階 税務課 税制係 ☎ : 893-4411 内線 : 1812 ~ 1814	特に期限はありません。売買や相続等、必要が生じたときに手続きしても差し支えありません。	① 軽自動車税申告書兼標識交付申請書 ② 標識交付証明書

ご自身で住所変更の手続き・届出が必要となる主なもの

● マイナンバーカード（個人番号カード）・在留カード等をお持ちの方

手続きの内容	手続き先	手続き期間	必要書類など
カードに記載されている住所情報の書換え	宜野湾市役所 1 階 市民課 ☎ : 893-4411 内線 : 2713・2723	実施日以降、すみやかに手続きをお願いします。 ※代理人が手続きする場合は事前にお問い合わせ下さい。	★手続きを行う、各種カード等 ・マイナンバーカード※ ・住民基本台帳カード ・特別永住者証明書 ・在留カード等 ・本人確認書類（運転免許証等） ・住居表示変更証明書（通知書）

※署名用電子証明書（e-Tax 等の電子申告）は、住居表示実施後も引き続き有効なものとして利用できますが、申請が受理されない場合もありますので、利用する方は署名用電子証明書の住所の変更も行ってください。

● 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 ・ 障害福祉サービス等受給者証をお持ちの方

手続きの内容	手続き先	手続き期間	必要書類など
各種手帳・障害福祉サービス等受給者証の住所変更手続き	宜野湾市役所 1 階 障がい福祉課 ☎ : 893-4411 内線 : 3512～3515 ・3537・3540	実施日以降、すみやかに手続きをお願いします。	★手続きを行う、各種手帳等 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・障害福祉サービス受給者証（福祉サービス、地域生活支援事業、障害児通所） ・自立支援受給者証（更生、育成、精神通院） ・住居表示変更証明書（通知書） ・印鑑（スタンプ印不可）

● 生活保護受給者

手続きの内容	手続き先	手続き期間	必要書類など
生活保護受給者証の住所変更手続き	宜野湾市役所 2 階 （別館）保護課 ☎ : 893-4411 内線 : 3673	実施日以降、すみやかに手続きをお願いします。	・お持ちの生活保護受給者証 ・住居表示変更証明書（通知書）

ご自身で住所変更の手続き・届出が必要となる主なもの

● 宜野湾市が指定又は登録している障害福祉サービス等事業所の方 (対象事業者：計画相談支援、移動支援、日中一時支援)

手続きの内容	手続き先	手続き期間	必要書類など
事業所の所在地、主たる事務所の所在地、代表者の住所、管理者の住所の変更	宜野湾市役所 1 階 障がい福祉課 ☎ : 893-4411 内線 : 3512~3515 ・3537・3540	住居表示実施後、10 日以内に届出。	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届出書 ・住居表示変更証明書(通知書)

● 宜野湾市が指定する介護事業所の方

手続きの内容	手続き先	手続き期間	必要書類など
事業所の所在地、主たる事務所の所在地、代表者の住所、管理者の住所の変更	宜野湾市役所 1 階 介護長寿課 認定給付係 ☎ : 893-4411 内線 : 4152	住居表示実施後、10 日以内に届出。	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届出書 ・住居表示変更証明書(通知書)

● 認可・認可外保育施設事業所の方

手続きの内容	手続き先	手続き期間	必要書類など
認可・認可外保育施設事業内容の変更手続き	宜野湾市役所 1 階 こども政策課 こども政策係 ☎ : 893-4411 内線 : 3412、3422	住居表示実施後、10 日以内に届出。	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届出書 ・運営規定写し ・住居表示変更証明書(通知書)

ご自身で住所変更の手続き・届出が必要となる主なもの

● 沖縄県が指定又は登録している障害福祉サービス等事業所の方

手続きの内容	手続き先	手続き期間	必要書類など
事業所の所在地、主たる事務所の所在地、代表者の住所、管理者の住所の変更	沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課 事業指導支援班 ☎ : 866-2190	住居表示実施後、10日以内に届出。	沖縄県電子申請サービスにより届け出てください

● その他※

手続きの内容	手続き期間・必要書類
金融会社・保険会社・郵便貯金（ゆうちょ銀行）と取引や契約のある方の住所の変更	取引先・契約先へご確認ください。
各電力会社、各ガス会社の住所の変更	契約先へご確認ください。
携帯電話等契約者の住所の変更	契約先へご確認ください。
各種免許・許可書の住所の変更	関係機関へご確認ください。

※契約内容・取引形態により、手続方法や必要書類が異なりますので、大変お手数ですが各会社・銀行等にお問い合わせください。

(4) 住居表示変更証明書の発行

「住居表示変更証明書」は、住居表示の実施に伴い、住所や本籍、施設の所在地が変更されたことを証明するものです。住居表示実施日に、その区域に住民票のある方、または本籍がある方は住居表示実施日以降に市民課にて無料発行します。必要な枚数を、各自ご請求ください。

(5) あなたにお配りするもの

① 通知書

世帯主宛に、住所がどのように変わるかをお知らせするものです。

② 住居表示変更通知用 無料はがき (一般: 30 枚、事業所: 50 枚)

新しい住所を知人や取引先などへ連絡する際にご利用ください。

追加が必要な場合は、市民課記録係にご相談ください。

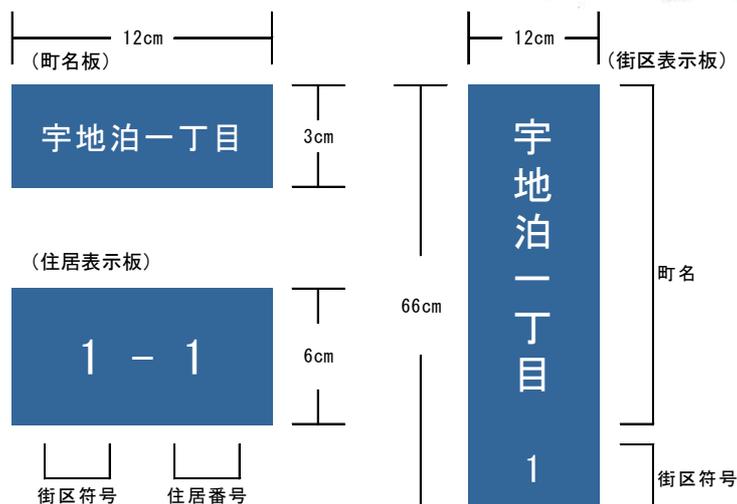
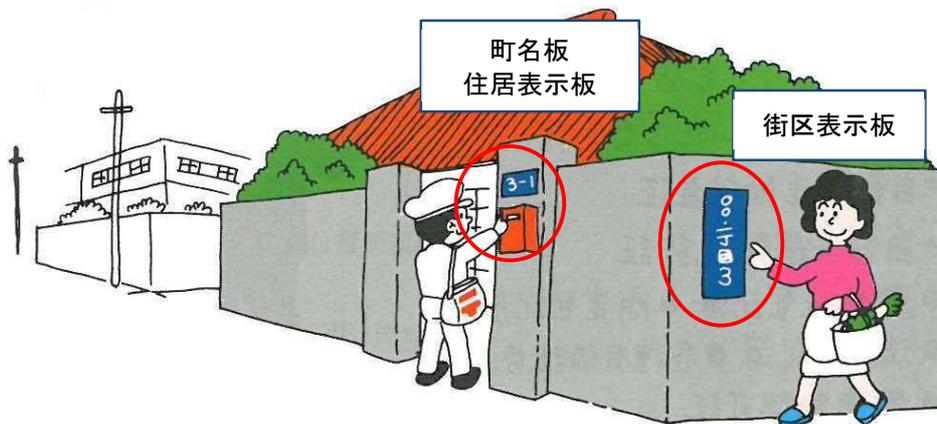
③ 「町名板」・「住居表示板」

各住居の玄関や門柱など、見えやすい所に貼り付けます。

※表示板については、係員が伺い、貼り付け作業を行います。

(6) 表示板の貼付

各街区の四隅に街区表示板を、各家の門柱や出入口の見やすいところに町名板・住居表示板を係員が貼り付けます。その際にご協力ください。



(7) 新しい郵便番号

住居表示が実施されると、あなたの住んでいる地域の郵便番号が次のように変わります。

今までの郵便番号		新しい郵便番号	
郵便番号	住所・所在地	郵便番号	住所・所在地
〒901-2227	字宇地泊	〒901-2227	宇地泊一丁目、宇地泊二丁目、宇地泊三丁目
		〒901-2224	真志喜三丁目、真志喜五丁目
〒901-2225	字大謝名	〒901-2227	宇地泊一丁目、宇地泊二丁目
		〒901-2224	真志喜五丁目
〒901-2224	字真志喜	〒901-2224	真志喜三丁目
		〒901-2224	真志喜五丁目



建物を新築・改築したときは届出を

新しい住居表示の実施日以降に新築・改築したときは、新しい住居番号を設定しますので、必要書類を持参のうえ市民課へ届け出てください。

住居表示制度についてのお問い合わせは・・・

宜野湾市役所

市民経済部 市民課 記録係 TEL893-4411 (内線2731)